

加入要件と加入までの流れ

加入をご検討いただける場合は、当組合の加入要件を満たしているかご確認ください。

○加入要件

- ①電子機器および電子部品の開発、設計、製造、加工、組立または検査を主たる事業目的とする事業所。
(医療器具機械、計量器および公衆電気通信設備を除く)
- ②被保険者数が50名以上。
- ③平均標準報酬月額が当組合の平均を下回らないこと。
- ④平均年齢および扶養率(被扶養者数÷被保険者数)が当組合の平均を上回らないこと。
- ⑤直近3ヶ年の業績が良好な事業所であること(保険料収納状況、決算内容等)

お問い合わせ先

〒111-8530
東京都台東区雷門1-13-8
東京電子機械工業健康保険組合
業務部 適用課
電話 03-3843-1455 FAX 03-3843-1458

○ご加入までの流れ

ステップ1(まずはご相談ください)

当組合への加入をご検討いただける場合は、お電話にて加入要件等の確認をさせていただきます。「健康保険組合への加入を検討しているが弊社は条件を満たすのだろうか・・・」「これから加入要件を確認するのだが、その前に・・・」等、ご質問、ご不明な点がありましたらご相談ください。

ステップ2(加入申出書の提出)

加入要件を確認させていただきましたら「加入申出書」に必要事項を記載し、法人登記簿謄本(写)を添付して当組合 適用課までご郵送またはFAXしてください。
被保険者数(男女内訳)、被扶養者数、平均年齢、平均標準報酬月額、法人税領収書(写)、決算書(写)等の確認をいたします。

ステップ3(組合内部審査)

いただいた「加入申出書」により組合内部で審査を行います。
内部審査において、別途、補足資料の提出をお願いする場合があります。

ステップ4(理事会、組合会による編入審議)

理事会、組合会にて編入審議を行ないます。
理事会、組合会は年3回、7月、12月、2月に行われます。

ステップ5(資料作成→提出)

理事会、組合会で編入承認を受けた後、編入手続きに必要な書類の作成、提出をお願いします。
(被保険者・被扶養者名簿のデータ作成、編入同意署名のとりまとめ等)

ステップ6(編入認可申請)

編入予定日1ヶ月前の月初に、必要書類を揃えて、関東信越厚生局へ編入認可申請書を提出します。

ステップ7(編入)

編入日の数日前に、事務担当者向けに当健保会館にて編入説明会を開催いたします。